

第2号議案 平成28年度事業計画並びに収支予算

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

政府は、大規模な金融緩和等の経済政策により、デフレ不況から脱却しようとしているが、目標である2%の物価上昇の実現時期を先送りせざるを得ない経済状況にある。また、平成27年9月には、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策を取りまとめ、平成32年にGDP600兆円の達成目標等を掲げた景気対策に取り組んでいる。しかし、中国経済の減速の影響等により経済は一段と不確実性が高まっている。

また、原油等の国際商品価格の下落は短期的に日本にとって恩恵がある反面、資源国や新興国の経済の悪化につながり、それが先進国へ波及、中東情勢や金融市場への影響も懸念されている。米国の利上げや日本のマイナス金利導入等によって為替や株価が不安定な動きを見せており、家計・企業部門ともに足踏みしている中で4月に発生した熊本地震の影響も景気の下押しに作用する恐れがある。

(2) 酪農情勢

前年度に回復傾向も見られた生乳生産だが、Jミルクの予測では、平成28年度の生乳生産は、都府県の搾乳牛頭数が減少する見込みであり、再び減少する見通しにある。これに伴い、すでに農水省は1月に平成28年度のカレントアクセス(CA)でバター7千ト(生乳換算で8万6000ト)と脱脂粉乳2千ト(同1万3000ト)の輸入を決めた。追加輸入についても需給を見極めた上で5月、9月に判断することになっている。

生乳生産は北海道が比較的堅調に推移しているものの、都府県は減少する見通し。特に平成27年までの過去5年間に、全国で酪農家戸数は3300戸、飼養頭数は9万6千頭減少したが、減少戸数・頭数に占める都府県の割合は、酪農家戸数で76%、飼養頭数で63%を占めており都府県の生産基盤の弱体化が著しい。

このため、生産基盤強化対策を最重点として現状の課題を再整理。家族酪農経営が将来にわたり持続できるように、本会の政策提言を踏まえた酪農経営安定対

策、後継牛確保対策、自給飼料対策等について生産者団体が結集して政府・与党に実現を求めることが喫緊の課題になっている。我が国の人口が長期的には減る中で、牛乳・乳製品の需要確保が引き続き酪農乳業界の重要な課題であり、需要面では国産牛乳乳製品の需要喚起対策により一層取組を強化することが必要である。

また、政府の規制改革会議農業WGが3月末に「不足払い法」の柱となる指定団体制度を廃止すべきと提言したことから、酪農・乳業団体は制度の維持を求めて政府・国会に強く要請。自民党の農林関係部会・調査会が「指定団体制度の廃止には反対」と決議した。その結果、規制改革会議の5月19日の答申では制度廃止は盛り込まれなかったが、今秋までに制度の是非や補給金交付対象等で引き続き検討が行われる。

一方、4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に大分県等九州地域で大きな被害が出たことから災害対策酪農団体協議会を本会等酪農4団体により設置し、義援金の募集活動を実施している。

(3) 業務の方針

本会は酪農家戸数・飼養頭数の減少に歯止めがかからない厳しい酪農情勢が続く中で、酪農生産者の利益を代表し、将来にわたり我が国酪農が全国各地で持続し発展できるよう、役職員一丸となり全力を挙げて努力していく。

具体的な活動では、酪政連、全酪連、日ホ協など友好団体とも連携して、農政・調査研究・情報提供・視察研修・酪農共済・会館運営等事業全般にわたり真摯に、かつ柔軟な活動を行っていききたい。特に新酪農会館の建設に向けての着実な前進並びに、各事業の効率化や見直し等をより一層進めたい。

2. 総会・役員会・監査会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会(6月29日)(法人)
- (2) 役員会(6月10日、6月29日、8月3日、10月5日、平成29年3月に開催予定)(法人)
- (3) 監査会(6月10日、11月下旬予定)(法人)

- (4)酪農基本対策委員会(10月5日)(継4・指導農政)
- (5)事業推進委員会(年1回予定、他随時開催)(継4・指導農政)
- (6)三役会(随時開催)(法人)
- (7)酪農ネットワーク委員会(全国2カ所、北海道9月15日、東日本・西日本合同8月3～4日)(継4・指導農政)
- (8)その他各種委員会(随時)

3. 農政活動(継4・指導農政)

本会は「政策提言」の趣旨とその内容の実現を農政活動の柱として位置づけ、政府・国会、関係機関に訴えていくと共に家族酪農経営を中心とする日本酪農の持続的発展のため、情報と提言内容を引き続き発信していく。昨年度のTPP関連政策大綱において検討継続課題の一つとなっている「酪農・肉用牛の生産基盤の更なる検討」に関連して、本会も構成員となっている生産者団体による検討会において、引き続き経営所得安定対策並びに生産基盤強化対策の具体的な内容を検討する。

(1)農政活動の方針

規制改革会議の答申に対しては、今秋までに検討・結論を得ることになったが、指定団体制度の維持について、酪政連をはじめ関係団体と連携して政府・国会に要請していく。平成29年度の導入を目指している液状乳製品向け生乳の補給金制度対象化、補給金単価の一本化と適切な単価見直しについての実現を要請。その補完対策として位置づけた上で、酪農経営所得安定対策の創設を目指す。また、①後継牛確保・増頭対策②自給飼料対策——についての3項目を重点項目として内容の検討や酪政連活動等の中で要請活動を行う。

政府・与党の総合的なTPP関連政策大綱の中では、TPP影響試算の中では、飲用乳については影響なしとしているが、検討継続項目の論議の中で議論されるように活動したい。具体的には、検討の継続12項目では肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、飼料米を

推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、等の課題が盛り込まれた。

政府は平成28年秋を目途にこれら12課題について政策の具体的内容を詰めるとしており、さらに7月の参議院選挙前の公約作成についても節目となることから、情報収集に努めながら上記の課題に対して積極的に対応していく。

本会はTPP以前の段階から酪農経営は危機的状況にあるとして政策提言を行ってきたが、北海道、都府県酪農の共存共栄を基本に、生産基盤の強化に向けた課題と対策、特に都府県酪農についての経営安定対策の創設のために酪政連等の関係団体・農水省等との連携の中で「政策提言」の実現に全力を挙げていく。

[取組むべき主な活動]

- (1) 本会の政策提言の柱である①最低でも酪農家の家族労賃がきちんと補償されるような、酪農経営所得補償(酪農所得保険)制度、②農地を荒廃から守り、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度——の創設実現のための活動。
- (2) 現在の指定生乳生産者団体が有している役割とその機能が引き続き維持されるように指定団体制度の維持を目指す。
- (3) 酪農生産基盤強化対策等、政府の総合的なTPP関連政策大綱に基づく施策の推進に対する活動。
- (4) WTO農業交渉及びEPA、FTA交渉における国益の堅持のための活動。
- (5) TPPにおける公約の順守を求める活動。
- (6) 生産者乳価要求実現のための活動。
- (7) 平成29年度政府酪農予算の確保のための活動。
- (8) 平成29年度加工原料乳生産者補給金及び関連対策等の要求実現のための活動。
- (9) 東日本大震災並びに放射能汚染による被害への復興・除染対策等の政策要請のための活動並びに熊本地震に対する被害への復旧・復興のための政策要請のための活動。

4. 指導事業

(1) 酪農講演会の開催(継3・講演研修)

本年は「酪農新時代に向けて」をテーマに全国2ブロックにおいて、その時代の関心の高い事項・問題について、各界の専門家の講演会を開催する。また、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演も実施する。開催予定は下記のとおり。

○北海道地区 9月15日(北海道札幌市)

○東日本・西日本地区合同 8月3～4日(静岡県)

(2) 酪農ネットワーク委員会の開催(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して随時配布する。

(3) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動(継4・指導農政)

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。

(4) 事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。(継4・指導農政)

①「酪農未来塾」の開催(継4・指導農政)

平成28年度においては、年度中1回の開催を予定して、全国の酪農後継者を対象に、国際化の進展や政治・経済の変革期を踏まえその情勢並びに酪農乳業等の情勢についても研修を行い、地域酪農の指導者の育成を図ることとする。平成29年1月に1泊2日の日程で神奈川県三浦市において開催を予定している。

②酪農研究会専門部会・ワーキングチームの活動(継4・指導農政)

「政策提言」の実現に向けて、酪農・農業団体の行う検討会等に積極的に参画し、本会の政策実現を目指すとともに、引き続き酪農研究会ワーキングチーム(WT)との連携を取りながら随時WTを開催していく。

(5) その他の指導事業

①未加入専門組織の会員加入推進を図る(法人)

②酪農後継者育成事業による青年後継者の助成による派遣(継1・視察研修)

5. 情報提供事業(継2・情報提供)

- (1)国内外の情勢変化に対応しながら全酪新報の紙面充実と拡売、広告の拡大による情報提供事業の強化を図る。
- (2)大筋合意されたTPPに関して、我が国をはじめ参加各国の協定批准や発効に向けた動向、交渉が進展している日EU経済連携協定(EPA)などの農業・畜産に関連する国際交渉等を巡る情勢について、引き続き政府・与党の動き、関連した農業・畜産団体等の運動等を逐次報じていく。
- (3)規制改革会議の答申により今秋までに検討・結論を得るとした指定団体制度等に関連した動きを逐次報道していく。
- (4)政府のTPP関連政策大綱に基づく政府・国会における今後の農政の展開について、特に大綱において検討の継続項目と位置付けられた「酪農の生産基盤の強化策の更なる検討」など、課題として挙げられた各項目について、政府の検討内容の動きと酪政連等、酪農家の要請運動を伝える。
- (5)政府の酪農・畜産関係の予算の内容について、平成27年度補正予算、平成28年度の政府予算決定の内容並びに平成29年度予算要求並びに決定等の予算関連の報道を重視していく
- (6)酪農家戸数や飼養頭数の減少により生乳生産の減少に歯止めがかからない中、生産基盤強化に向けた生産者・団体の動きや最新の生乳需給の状況と今後の見通し、生産者乳価の交渉等について報じる。
- (7)厳しい経営状況にある酪農家の経営実態や高止まりしている配合飼料、粗飼料等の情勢について連載等により継続して報じる。
- (8)東京電力・福島原子力発電所事故による放射性物質汚染による酪農生産現場における課題については、引き続き随時取りあげていくとともに、熊本地震による酪農への影響や復興についても随時報じていく。

- (9) 酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。
- また、会員や酪農共済取扱い組合等との協力を得て、見本紙配布を行いながら部数増加を図る(このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する)
- (10) 全酪連、日本ホルスタイン登録協会など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの製作など、紙面の充実と広告収入の拡大による収支の改善を図る。引き続き日本ホルスタイン登録協会の協力を得て年間4回(1月、3月、7月、9月)同協会特集号を発行する。
- 特集企画(広告)においては、①全酪連と全国酪農青年女性会議の共催による「全国酪農青年女性酪農発表大会」の発表者の紹介②中央酪農会議の「酪農教育ファーム認証制度」の特集③酪農ヘルパー全国協会による「酪農ヘルパー募集」広告——などの各種の活動の特集ページや関連する広告を企画し、紹介する
- (11) 酪農共済制度の内容等を分かりやすく紙面で新たに紹介していくほか、酪農共済制度特集号の発行により、給付事例の紹介なども掲載する。
- (12) 広告では継続社・団体の広告に加えて再獲得や新規の広告獲得を目指す。また、酪農共済制度の元受け生命保険会社であるジブラルタ生命やあいおいニッセイ同和損害保険などの協力を得て酪農共済の広告を随時掲載し制度内容のPRと加入促進に努める。引き続き酪農共済制度の関連による特集広告やポスターの広告、海外視察、酪農共済優待旅行の関連のポスター作成に合わせた広告を企画・実施する。
- (13) カラーページ広告の拡大、異業種などの広範な広告収入の確保などにより、収支の改善につなげる。ホームページとの相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。
- (13) 全酪新報の電子版についての研究・検討を行う。
- (14) ホームページによる情報提供事業の充実のために、スマートフォンやタブレットでも一層見やすくなるように、リニューアルを行うとともに、酪政連活動の情報発信の

強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。

(15) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年間2回)な発行

(16) 酪農情勢メモ、酪農関係統計資料、酪政連活動による情報の提供・配布やEU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

6. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行の実施

第50回を迎えた「ヨーロッパ酪農視察研修」と「第24回米国・カナダ酪農視察研修」を中心に実施する。その他、酪農共済加入者優待旅行は「ミャンマー5日間の旅」を割安な料金で実施する。

① 第50回ヨーロッパ酪農視察団の実施(継1・視察研修)

平成28年9月4日出発、9日間の日程で実施する。本年はオランダの乳肉複合経営の牧場及び六次産業酪農家などを視察する。その後ドイツ・フランクフルト郊外のバイオガス施設を有する酪農家もしくは野菜・家畜混合農家を視察する。スイスでは日本の農林水産省も農場を視察したこともある、エコロジカルな方法で製品を製造している家族経営の酪農場を視察し、本視察団が50周を迎えた記念としてスイスで名物料理(フォンデュ)に招待する。その他スイス・ユングフラウヨッホ登山を予定している。

また、イタリアでは酪農の盛んなミラノ郊外の乳製品の製造から販売までを手掛ける酪農場を視察する。

② 第24回北米・カナダ酪農視察研修の実施(継1・視察研修)

平成28年11月9日出発7日間の日程で実施する。本年もカナダ・トロントで開催される「ロイヤル・ウィンターフェア2016」を視察する。その他カナダ・オンタリオ州の大型酪農家とサンフランシスコの米国最大のチーズ工場の視察、全酪連サンフランシスコ事務所の米国酪農・飼料情勢の講演も予定している。

(2) 酪農共済加入者優待旅行の実施

平成29年1月出発予定で「ミャンマー5日間」の旅を割安料金で実施する。

(3) 視察研修事業への協力援助(継1・視察研修)

酪農協、酪農家その他関係者の行う国内外全般にわたる視察・研修に対し、低廉かつ有意義な研修旅行ができるよう、企画立案、視察先手配、通訳、世話役の派遣等に協力する。

(4) 酪農後継者育成事業による助成派遣(継1・視察研修)

第50回ヨーロッパ酪農視察団に青年後継者を団体推薦により助成派遣する。また、全酪連が開催している全国酪農青年女性会議の全国大会経営発表入賞者を第24回米国・カナダ酪農視察団に本会及び全酪連の共同助成により例年通り派遣する。

(5) 平成28年度実施予定の酪農視察研修旅行のポスターを製作、関係先に配布して参加者の積極的な掘り起こしを行う。(他2・出版斡旋)

7. 酪農共済事業

[方針]

わが国の酪農情勢は依然として多くの課題に直面しており、引き続き酪農家戸数の減少に伴う酪農共済制度の加入者の減少をいかにして食い止めていくかがこれまで以上に求められている。本会としても、引き続きより一層の酪農共済制度の推進を図り、農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保し、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

本年度は、取扱団体推進担当各位から「新たな共済制度」、特に「がんに対する補償」という強い要望があり、慎重に検討を重ねた結果、平成28年3月に「酪農がん共済制度」を発足させた。

また、バルククーラー保険については、事故0回の場合の掛金の引き下げと、事故件数に応じた掛金が適用されることになる。

取扱団体各位におかれては、常日頃、酪農共済制度の推進にご支援・ご注力を賜

り、厚く御礼を申し上げるとともに、平成28年度(第49期)においても、取扱団体各位の一層のご支援を賜り、常に加入者への還元を忘れることなく、安定した推進を継続して参りたい。

[計 画]

- (1)「酪農共済制度」については、加入者拡大を最大の目標として「新規加入者の増加」のため、重点推進を図る。
- (2)「酪農ハイメディカル・スーパー」、「酪農傷害補償制度」の加入推進を強力に進める。
- (3)がんと診断された場合の備えとして「酪農がん共済制度」平成28年3月発足させた。今年度の重点事業として最大限の推進を図る。
- (4)全酪新報の紙面を使い、酪農共済制度特集号を発行し、普及並びに解約防止のため、PR活動を展開する。
- (5)上記目的達成のため、引き続き「酪農共済新規加入拡大推進年」とし、各種奨励措置を実施する。
- (6)「酪農業賠償責任補償制度」及び「バルククーラー保険」は酪農共済取扱い団体を中心に加入推進に努める。
 - ①「酪農業賠償責任補償制度」では、特別割増対象となる取扱い団体に対し、免責・縮小てん補の取り扱いにより、掛金の変動を緩和し、制度の安定運用を図る。
 - ②「バルククーラー保険」では、事故件数に応じた掛金の割引割増を平成28年12月から適用する。
- (7)「共済推進会議」の開催について、当年度は、北海道地区および東日本・西日本合同の2回に分けて開催する。この席上で推進功労者と推進優良団体の表彰を行う。
- (8)北海道及び九州駐在による迅速な対応と一層の効率的な推進を進める。同時に酪農共済取扱い団体の新規開拓に努める。

[制度の活性化計画]

- (1)「酪農がん共済制度」の補償内容、組合事務取扱の周知を図る。
- (2)「酪農業賠償責任補償制度」、「バルククーラー保険」の変更内容の周知を図る。
- (3)ブロック別の事務担当者および推進担当者会議(合同)を積極的に開催し、制度内容の周知を図る。

[酪農共済の加入推進等に対する特別措置、特別奨励]

- (1)平成28年1月1日から12月1日までの「酪農共済制度」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害補償制度」、「酪農がん共済制度」の加入実績に応じ、平成29年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行へ招待または優待などの特別措置を実施する。
- (2)保有維持奨励
「酪農共済制度」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した団体に対し交付する。
- (3)高率加入奨励
保有維持奨励の対象とはならないが「酪農共済制度」の加入が高率な団体に対し交付する。
- (4)「酪農共済制度」、「酪農がん共済制度」の新規加入(人数あたり)に対する奨励金を取扱い団体に交付する。
- (5)「酪農共済制度」、「酪農ハイメディカルSUPER」、「酪農傷害補償制度」、「酪農がん共済制度」の新規または増口加入された方に対し記念品を贈呈する。

8. 災害対策酪農団体協議会の設置と活動

熊本地震により被害を受けた酪農家を支援するため、本会、全酪連、酪政連、日本ホルスタイン登録協会の4団体は災害対策酪農団体協議会(事務局＝全酪連)を設置した。今後、4団体が協議して酪農家の災害対策等に取り組むことになった。

(1)義援金募集活動

熊本地震に対する義援金募集活動は6月末を目途にとりまとめ、被災した酪農家に贈る。義援金受付口座は下記のとおり。

農林中央金庫本店、口座番号＝普通預金7476000。口座名＝災害対策酪農
団体協議会(略称サイガイタイサクキョウギカイ)。

(2) 政策要請活動

酪政連を通じて5月16日に熊本地震に関する要請活動を行ったが、引き続きそ
の内容を協議し対応していく。

9. 酪農会館賃貸事業(他4. 会館賃貸)及び酪農会館建替え事業(法人)

- (1) 酪農会館賃貸事業は、酪農会館の建替えのための解体及び建築工事期間中は
事業を平成28年7月より一時休止し、新酪農会館竣工後に事業を再開する予定。
- (2) 平成28年6月末日までに区分所有の解消及びテナントの退去が完了するよう引き続
き交渉を続けていく。
- (3) 平成28年6月に新酪農会館の建設業者を選定(入札を予定)し、7月に基本設計
(建物の外観・用途・設備・間取り等)を決定。また、早々に近隣住民へ建て替え計
画の周知及び必要に応じて説明会を開催し、近隣紛争による工事遅延を回避す
る。10月より解体工事及び建設工事を開始し、平成30年の年末の建設完了を予定
している。
- (4) 会館建替え工事期間中、仮事務所へ転居し業務を行う。移転先は電話番号の変
更のない近隣地域で検討する。

10. 出版及び文化財の頒布斡旋(他2・出版斡旋)

- (1) 新刊「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきも
ち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布
- (2) 平成29年用酪農カレンダーの製作頒布
- (3) 平成29年用酪農手帳の製作頒布
- (4) 平成28年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行
頒布
- (5) 絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布

(6) 青色申告のできる「酪農簡易簿記」の頒布

(7) 本会が昭和40年に発刊した「新乳価制度国会問答集」について、酪農乳業速報社による復刻版の発刊・頒布に協力する

11. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する。(継4・指導農政)

12. 事務の合理化の強化等

酪農共済、火災共済、財務会計及び新報購読者管理等については、その都度システムの更新を図るなど、コンピューターによる迅速化・正確化に努める。